| | |
|---|---|
| 放送用又は無線通信用のもの | 三〇年 |
| 鉄塔及び鉄柱 | |
| 円筒空中線式のもの | 四〇年 |
| その他のもの | 四二年 |
| 鉄筋コンクリート柱 | 一〇年 |
| 木塔及び木柱 | 一〇年 |
| アンテナ | 一〇年 |
| 接地線及び放送用配線 | 一〇年 |
| 舗装道路及び舗装路面 | 一五年 |
| コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | 一〇年 |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの | 一三年 |
| ビチューマルス敷のもの | |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） | 五〇年 |
| 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム | |
| コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） | 三〇年 |
| 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう | |
| 防壁、堤防、防波堤及びトンネル（爆発物用のものを除く。） | 五〇年 |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 | 五〇年 |
| 石造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 防壁、堤防、防波堤及び自動車道（爆発物用のものを除く。） | 四〇年 |
| 土造のもの（前掲のものを除く。） | |
| はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 | 二五年 |
| 金属造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） | 一〇年 |
| 船舶 | |
| 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船 | |
| 油そう船 | |
| 総トン数が二千トン以上のもの | 一三年 |
| 総トン数が二千トン未満のもの | 一一年 |

| | |
|---|---|
| 薬品そう船 | |
| その他のもの | 一〇年 |
| 総トン数が二千トン以上のもの | 一五年 |
| 総トン数が二千トン未満のもの | 一〇年 |
| しゅんせつ船及び砂利採取船 | 一一年 |
| カーフェリー | 一四年 |
| その他のもの | |
| 船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船 | 一〇年 |
| その他のもの | |
| 船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。） | 九年 |
| 船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船 | 七年 |
| 船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト | 八年 |
| 車両及び運搬具 | |
| その他のもの | |
| 鋼船 | |
| しゅんせつ船及び砂利採取船 | 七年 |
| ひき船 | 一〇年 |
| その他のもの | 一二年 |
| 木船 | |
| その他のもの | 八年 |
| その他のもの | 五年 |
| 鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） | |
| 電気又は蒸気機関車 | 一八年 |
| 電車 | 一三年 |
| 内燃動車（制御車及び附随車を含む。） | 一一年 |
| 貨車 | |
| 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 | 一〇年 |
| 薬品タンク車及び冷凍車 | 一二年 |